

## 新型コロナウイルス陽性者の就業制限非該当確認通知書について（R4.2.4現在）

★ 保健所からは診断日が記載された「**就業制限及び届出内容に関する通知書**」を発行しています。

★ 療養最終日が記載された「**就業制限非該当確認申請に対する通知書**」は希望者のみ保健所から発行しています。

★ 「**就業制限非該当確認申請に対する通知書**」を発行するために「**就業制限非該当確認申請書**」をご提出いただく必要があります。

※ 「**就業制限非該当確認申請に対する通知書**」の発行は、1回限りです。再交付できませんので原本は大切に保管してください。

★ 「**就業制限非該当確認申請書**」のご提出方法は以下の2通りになります。

① 「**就業制限非該当確認申請フォーム**」からインターネットで申請

② 「**就業制限非該当確認申請書**」を保健所へ郵送

➡ 〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2番15号 和歌山市保健所総務企画課宛て 就業制限非該当確認申請書在中

★ 療養期間は「**就業制限及び届出内容に関する通知書**」と「**就業制限非該当確認申請に対する通知書**」で確認してください。

★ 陽性者の急増に伴い「**就業制限及び届出内容に関する通知書**」と「**就業制限非該当確認申請に対する通知書**」の発行が遅れています。ご容赦ください。

★ 保健所では生命保険会社等への保険金申請専用の書類は発行していません。